

○議長（中西峰雄君） 日程に従い、順番18、12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君） それでは、一般質問を行います。

今回は2点について行います。

まず、現橋本中学校敷地内での橋本小・中学校一体型教育実施に伴う問題点についてであります。

この橋本小・中の一体型教育につきまして、かなり地元説明会等が行われまして、議論があったわけでありまして、この小中一体型教育が出されてきた段階では、橋本市の小・中の適正規模、適正配置の検討がやはりなされていなかったということと、橋本小学校の北校舎の耐震の問題、これ等との兼ね合いがありまして説明会を開いたわけでありまして、いろいろな意見が出てきまして、なかなか保護者の理解を得られなかったというのが実情ではないかなと思います。

そんな中で、問題点については平成21年8月20日の文教厚生委員会にもいろいろ出されておるんですけども、実際、結論が出たということについては聞いておりませんので、その後どういう状況になっているのかということも兼ねましてお尋ねしていきたいと思ます。

橋本小学校北校舎の耐震診断結果と、現在行われている小中連携教育のスムーズな運営という二つの観点から、橋本中学校敷地内へ橋本小学校を移転し、小中一体型の連携教育が実施されようとしています。

ハード面の整備は、基本設計から実施設計に向けまして、保護者をはじめ多くの方々の

意見を反映するという事で委員会も設けられて検討された中で決定をしてきたわけでありまして、市議会の文教厚生委員会においても報告がなされまして、一定の理解を得られているというところであります。

しかしながら、教育の問題、学校内での子どもたちの生活の問題や通学に関する問題等、事前の保護者に対する地域といいますか地元説明会で出された諸課題については、解決し理解されたとは言いがたいのではと感じています。保護者の不安が解消されたとは言えません。

説明会で出された問題点をそれ以降どのように解決されたのか、また、開校までに残された課題はあるのか、お尋ねしたいと思います。

これは2点に分けてということで、まず、1点目は、教育と学校内生活に関する諸問題であります。

保護者のほうからはいろいろ意見が出ております。同一敷地内であることに対する不安といいますか、小学校低学年の児童と中学生が一緒に過ごすことに対する不安、中学校が荒れてくると小学生にも影響するという問題、段差の問題、授業時間の問題等があります。工事中の中学生の問題、いろいろ出されておりました。

2点目は、通学に関する諸問題であります。これが一番保護者の不安材料ではないのかなと思います。特に通学路の安全の問題が懸念されております。それと、遠距離通学になるということで、特に小学校低学年の遠距離通学に伴う不安といいますか、それをどのように解消していくのかという問題が大きく残さ

れているように思いますので、その点についてお尋ねしていきたいと思います。

続いて、2点目であります。

このことにつきましては、去る9月定例会でも質問をさせていただきました。そのときは、ひきこもりという、もう一つの大きな課題の質問をしましたので、このことについて具体的に詰めていくことができませんでしたので、続けて今議会でも質問したいということで、取り上げさせていただきました。

嘱託職員の適正要員・適正配置と嘱託職員及び臨時職員の賃金と評価制度についてということであります。

その中で、合併後、市職員の定員適正化に基づいて、正規職員が大幅に削減されております。合併協議会でも100名削減ということで目標も出されておるんですけども、あわせて、正規職員が減るということは人件費が削減されているということなのであります。

その中で、嘱託・臨時職員の役割が大きくなっています。特に出先と言われます公民館、文化センターや保育園の保育士等、従来の正規職員に引けをとらない、人によってはそれ以上の責任を持ち、業務をこなしております。特に嘱託職員につきましては、長く勤めておられる、経験も豊富で能力の高い人が在職されています。

その中でも管理職と言われる嘱託職員の賃金につきましては、責任の重さを考えますと、また、一般嘱託職員との差を考えますと大変低いのではないかなと。一般嘱託職員が時間外をしますと賃金が逆転するという、おかしい傾向になっております。また、その一般嘱託職員の賃金についても、かなり経験を擁して長く勤めていただいております方についても、初年度の方についても賃金が一緒と、勤続が1年、5年、10年であっても同じ賃金というのはいかなるものなのでしょうか。

賃金というのはやっぱり労働の対価でありますし、経験を積み、能力アップすれば賃金もアップするのが当然であり、そのことによってさらに職務に対してスキルアップしていく、能力アップしていくのではないのでしょうか。そのことが、ひいては市民のためになると考えております。

そういうことで、以上のことを実施するため嘱託職員の賃金を上げるということを、ただ単に賃金を上げるというのではなしに、その賃金をアップするためには嘱託職員の人事評価制度をきちっとしていくというのがまず大前提ではないかなと思います。嘱託職員の仕事をやはり評価した中で賃金にそれを反映させていくということが大事なので、嘱託職員の人事評価制度も確立しなくてはならない。そのことによって賃金表もきちっとしたものを作成していく。そして、適正要員を決めて適正に運営していくべきであると考えておりますので、当局のお考えをお尋ねいたします。

まず、1点目で、嘱託職員及び臨時職員の賃金見直しについてであります。

そこで、1番のところでございますと、まずは管理職でおられる嘱託職員の賃金について当然見直しすべきであると思いますし、一般の嘱託職員についても一律というのはおかしいということで見直しをしていただきたい。臨時職員につきましても、賃金表があるわけでありまして、大きなばらつきがありますので、不均衡の是正をぜひともしていくべきであると考えております。

2点目の、嘱託職員及び臨時職員の現状と適正要員についてであります。前回もこの質問のときに述べたんですけども、当然、正職も要員を適正化するのであれば、臨時・嘱託についてもきちっとした、職種によって要員を決めていくというのが大前提ではなからうかなと思うんです。行き当たりばったりで

嘱託・臨時職員を採用するというのであれば問題があるのかなど。

そんな中で一例を挙げますと、公民館の職員体制につきましても大変きちっとされている。一部、高野口の公民館については若干問題点があるんですけども、適正要員化をされていると思います。ここは評価をしたいんですが、しかしながら、出先の問題のある職場は結構あるに考えます。そのことについてお尋ねしていきたい。

3番の、賃金表及び評価制度についてでありますけども、これは1、2の観点から賃金表の整理と評価制度の確立は必要であると考えておりますので、お考えをお尋ねいたします。

4番の、臨時職員から嘱託職員への登用についてということではありますが、これは2番の適正要員のところに関連をしておりますので、そのこととあわせてお尋ねしていきたい。

5番の、嘱託職員及び臨時職員の採用についてということでもあります。このことについては前々から述べさせていただいておるんですが、この場で確認をしていきたい。正職につきましても公募でかなり広く採用されておるんですけども、せめて嘱託職員及び臨時職員については橋本市民から採用していくというのが原則ではないのかなと考えています。いろんな事情があって、よほど特別な理由がある場合は、これはやむを得ないといえますか、以前も話をさせてもらったんですが、保育園等の保育士なんかは橋本市内で募集をかけても定数に満たないということで、周辺の市町村に公募しているということなので、こういう部分についてはやむを得ないと思いますが、基本的には嘱託職員・臨時職員は本市の市民から採用すべきだと思いますので、その辺のご意見をお伺いしたいと思います。

1回目の質問、これで終わります。

○議長（中西峰雄君）この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

12番 辻本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）辻本議員のご質問にお答えします。

橋本小学校、橋本中学校における小中一貫教育及び小中一貫校についての説明を、平成21年3月から11月にかけて区単位に8回、また、区の役員会、健全育成会、小・中学校保護者会でも実施してまいりました。

この説明会では、教育委員会から橋本市の小中一貫教育について説明するとともに、橋本小学校、橋本中学校の具体的な取り組みや児童生徒の声について説明させていただきました。

その際にいただきましたご意見は、通学が遠くなること、通学の安全性、同一敷地であることに対する不安など24項目あり、平成21年12月の文教厚生委員会でも報告させていただいたところです。

議員おただしの1点目の、教育と校内生活に関する諸問題については、小学校と中学校とが同一敷地であることに対する不安、プールや体育館の使用など施設面に対する課題が残されていました。これらの課題に対して、保護者、地域代表、教員等から構成された「橋本小中一貫校建設検討委員会」を平成22年3月に組織し、設計に反映する中で解決に取り組んできています。

具体的には、中学校棟と小学校棟を分け、基本生活空間を確保し、運動場南側を主に小学校用として確保しています。また、施設については、小学校専用プールを設置し、小学校棟内に運動も可能な多目的ルームを設置するなどの対応をしています。しかし、これらの対応も、適切な指導や運用が伴って効果を発揮することは言うまでもありません。

今後も、学校とともに具体化に努めるとともに、保護者の理解を得るよう取り組んでまいりたいと考えています。

教育の内容については、授業参観や学校開放等を通じて保護者に伝えているところです。また、平成19年度からの取り組みを総括し、広く教育関係者、保護者等からご意見をいただくとともに、今後の小中一貫教育の充実に反映させることを目的に、平成23年度中に橋本小学校、橋本中学校が合同で研究発表会を開催する予定です。教育委員会としましても、この発表会を小中一貫教育に対する理解と啓発の機会としたいと考えています。

次に、2点目の通学に関する諸問題についてお答えします。

大半の児童が国道の北側に居住している状況の中で、小学校が国道の南側である中学校の敷地内に移転することにより、通学距離がさらに延びること、また、交通量の多い国道を横断しなければならないことによる安全対策について、保護者、関係住民より意見をいただいております。

この点につきましては教育委員会として、平成23年度、24年度の2カ年をかけて保護者、関係地区住民や学校関係者等で構成する通学に関する検討委員会を立ち上げ、各方面のご意見をいただきながら、より安全でスムーズな通学方法等を検討してまいりたいと考えております。

現在はその前段階として、関係各方面との

協議を進めています。まず、今年度、国土交通省と和歌山河川国道事務所が実施している交通安全対策事業により、移転を前提とした橋本小学校の通学路総点検を実施していただくこととなりました。この通学路総点検は、通学路の道路関係者である国、和歌山県、橋本市と所管警察署、学校関係者及び地域住民などが一堂に会し通学路を総点検することで、地域のニーズに合った交通安全対策事業を進め、地域安全の向上をめざすことを目的としています。

実施時期は来年1月を予定しておりますが、教育委員会といたしましても、多くの関係者に参加をいただき、ご意見・ご要望をお聞きして、国・県等に対し早期に安全対策を講じていただくようお願いしてまいりたいと考えています。

また、本市が施行しております中心市街地第一地区土地区画整理事業は、橋本駅周辺から橋本川付近までの間の都市基盤整備を行うものですが、地区内は主要な通学路が含まれることから、その進捗状況に応じて通学路を見直す等の対策を講じてまいりたいと考えています。

特に、再開発住宅から御殿橋までの国道24号について3.5mの歩道を含む幅が予定されており、完成しますと古佐田地区から市役所前交差点までの歩道が整備され、安全な通学路が確保されることになることから、現有建物が移転完了した場合の早期の工事着手を市関係部局とともに国土交通省に働きかけてまいりたいと考えます。

次に、通学距離が延びることに伴う対策については、一つの方法として市のコミュニティバスや通学バスの利用が考えられます。このため、平成23年度に予定されていますバスの増車・増便とルートの見直しにあわせ、通学バスとしての利用方法についても市の担当

部局と協議を進めてまいります。

なお、子どもにとって歩くことで培われる心身の発達や、集団での登下校を経験することによる異年齢でのかかわりを通じた学習など、教育委員会として大切であると考えるところも多々ありますので、安全対策も含め通学に関する検討委員会で保護者と十分話し合っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）辻本議員の適正要員・適正配置と、嘱託職員及び臨時職員の賃金と評価制度のご質問についてお答えいたします。

前回9月議会定例会一般質問でも同じ内容のご質問をいただき、お答えしたところです。

まず、1点目の嘱託職員及び臨時職員の賃金見直しのおただしですが、賃金については、一般事務職において嘱託職員、臨時職員とも一般行政職の高校卒初任給をベースに月額支給、日額支給としています。また、専門職である保育士や保健師、看護師などについては、他の自治体や民間の賃金水準を参考に賃金を定めているところです。

9月定例会においても、管理職嘱託の賃金水準や給食調理員の問題等でいろいろご意見をいただいたところですが、賃金の見直しにつきましては、さきの人事院勧告でもあったとおり、民間の賃金水準が抑制されている中で、公務員である嘱託職員、臨時職員の賃上げの見直しは厳しいと考えています。

次に、2点目の、嘱託職員数と臨時職員数の現状と適正要員についてであります。合併後の平成18年4月1日の嘱託職員数は148人に対して、本年度4月1日では45人増加の193人となっています。

増加理由につきましては、保育士のクラス

持ち職員を臨時職員から嘱託職員として配置したための増員、高齢者の総合相談の増加による地域包括支援センターの介護支援専門員の増員など、おのおの行政需要に対応するための配置であり、業務の進捗によっては見直しを行うこととしています。

一方、臨時職員は297人から27人減少の270人となっております。

適正要員について、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、いわゆる臨時・非常勤といった多様な任務形態を活用しているところですが、どの業務にどのような任用・勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には各地方公共団体において判断されるものとなっております。

しかしながら、庁外における施設のうち、特に文化センター、児童館においては、施設規模をはじめ利用者数などを基準として、今後計画的な嘱託・臨時職員の配置を考え、保育園におきましては、幼保一元化計画の見直しの中で適正な嘱託・臨時職員の配置を考えてまいります。

次に、3点目の、賃金表及び評価制度についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、その職責や経験による能力アップを評価し、昇給するような制度であるべきとのご提言については、長期継続雇用のもとでは当然であると考えられますが、現行地方公務員法上、臨時・嘱託職員の雇用については、期間を定めた臨時的任用と位置付けられており、長期雇用を想定していませんので、昇給制度はなじまない制度となっております。

現行制度については、最近の非正規雇用が社会問題化する中でいろいろな問題点も指摘されており、社会情勢の急激な変化に伴い制度改正の動きも見られますので、今後の関係法令改正等の動向を見きわめながら、評価制

度を含め調査研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、4点目の、臨時職員から嘱託職員への登用についてのおたただしですが、原則的に嘱託職員の採用については、管理的立場の職種、専門的知識経験を要する職種等を明示して広く公募を行い、選考によりその職種にふさわしい人材を採用しているところです。したがって、特定の臨時職員をその職種において、経験、実績を評価してそのまま嘱託職員へ登用するという事は考えていませんが、もし応募されれば、選考する段階でその実績を評価していただけるのではないかと考えます。

最後に、5点目の、嘱託職員及び臨時職員の採用についてのおたただしですが、さきの4点目でもお答えしたように、採用については、原則として市報、ホームページ掲載や、場合によってはハローワークを通じて広く公募し、選考試験を経て最適な人材を採用しているところです。なお、市内の人材は選考項目の一つと認識していますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君、再質問ありますか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。

そしたら、まず、1点目から行きたいと思います。

教育長のほうからいろんな取り組みを報告いただきました。教育の問題については、これは専門家にお任せするというのが一番なので、問題はなかろうかと思うんですけども、あと、いろんな問題点、まだまだ解決されていない問題点がたくさんあるように思います。

ハード面では小中一貫校建設検討委員会ですか、小中の建設関係で検討委員会を設けていただきまして、実施計画も出てきておりま

して、我々も理解しているところであります。それはそれでいいと思います。

あと、残された諸問題について、特に通学路の問題が大きかったかなと思うんですけども、その辺は通学に関する検討委員会を設けていくということです。ここで十分検討いただくのはいいんですけども、やはり一定の方だけの検討委員会といいますか、代表者でありますけども、保護者の不安をぬぐうということで行きますと、検討委員会での結果とか、その中身について広く保護者に知らせていくという方策が大事かなと思いますので、その辺を十分踏まえた中で検討委員会を進めていただきたいなと思うんです。

そんな中で、通学路の問題は国交省との関係もありまして、来年1月頃ですか、通学路総点検ということで、この中でもいろいろ議論されると思うんですが、一番の問題は24号を横断するという、信号の問題ですね、市役所前とこの信号。これについては、やはりもっと早急に警察関係とかいろんなところと話し合いをしていただいて、早急に結論を出してあげてほしいんです。この辺が一番大きな問題になってると思うんですよ。

それと、もう一点は、通学距離が延びるといって、特に私の地元の上のほうの子どもさんとか、小原田の子どもさん、これの低学年、特に幼稚園、保育園から小学校1年生になったその年、この辺が一番問題があるということで、保護者のほうからの強い要望もありました。その当時は歩くことの大事さといいますか、そういうのもあったんですけども、基本的には送迎をお願いしたいという保護者の意見が強かったと思うんです。

私はこのときにも出ておりまして、コミバスの話も出ておりました、そのときも。コミバスを当てにしてもらってはだめですよという話もさせてもらったんです。コミュニティ

バスは、そりゃ、来年度、市長のご配慮で1台増車ということでルート変更とかありますけど、コミバスに頼ることはしないでいただきたい。教育委員会独自でこの小中一貫の通学の問題をきちっと詰めていただきたいということをお願いしとったんですけども、今後、その考え方といいますか、コミバスに頼らない送迎の考え方というのをお持ちであるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（松田良夫君）通学の問題点についてご指摘いただきました。通学については、交通事故その他の犯罪行為とか、いろんな意味で子どもたちの安全・安心な登下校の環境をつくっていくというのは非常に大事なことだと思っております。

それと、子どもたち、集団で見ないというのか、一人ひとりの子どもが自分の家の玄関から出て、学校へ来て、玄関へ帰っていくと、そのことをしっかり学校で押さえた上で、どういう通学環境というのか、それを整備していくのかという、そういう見方が大事かと思っております。

こういうご意見の方もいらっしゃいました。歩くことによって培われる体力とか、あるいは集団性とか、そんなものもやっぱりしっかり見つめてほしいという、そういうご意見もございました。しかし、低学年の子どもたちにとって、遠い距離歩いて登下校するということは大きな負担になるかと思っております。その点については、通学バスということも前提で考えていくということで当初からスタートしてきたと思っております。

コミュニティバスにするのか、通学バスにするのか、その辺についての討議はまだ十分詰め切っていないような状況ですので、その点も含めて今後の協議の対象としていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。23、24年ということで通学に関する検討委員会を設けられるということなんですが、中学校に小学校の校舎ができてしまうという既成事実がありますのでね。そやから、見切り発車をしないで、やはりできるだけ早く通学の問題とか、遠距離通学の問題、安全性の問題、きちっと詰めた中でスタートしていただきたい。既成事実があるので、もうそっちに変わったらええわというんじゃなしに、やはり詰めるところはきちっと詰めた中で開校していただくということにしていきたいんです。

せめて最低半年前ぐらいにはきちっとなるとねと。中学校内で同一敷地内でやる小中一貫教育の中身はこうで、こういう形で問題ないですよと、校内生活も問題ないですよ、教育もこうですよと、なおかつ通学路の問題も、子どもの安全通学の問題、遠距離通学の問題もこうなりましたよという形の中で、きちっと保護者の理解を得ていけるように努力をお願いいたしたいと思っております。お願ひします。

そしたら、2番の部分に入ります。2番のほうがちょっと長くかかりますので、じっくりと順番に詰めていきたいなと思っております。

答弁は前回とほとんど変わってないので、ほとんど私、聞いてませんでした。あまりええ答弁と違うので。前回とほぼ同じ答弁だったので、今回はじっくりと個別に詰めていきたいなと思っております。

まず、管理職と言われる嘱託職員の賃金でありますけども、特に出先機関、これの管理職の賃金、月額15万円という形になってます。一般の嘱託職員が13万8,400円なんです。比較していって、責任の重さの割には管理職の

賃金というのは低いというのは明らかなんです。一般の嘱託職員が時間外をすれば、確実に逆転します。20時間以上する必要はないですね。10数時間でほぼ逆転するやろうと思います、賃金が。月額で1万1,600円しか変わらないでしょう。そしたら、これ、日給で割っていったら微々たるものなので、時間外したらすぐに逆転します。

こんなのでいいのかとね。組織的には課長級でしょう。この出先機関の管理職の嘱託職員というのは課長級なんです。責任はすごい重たいんです。住民要望もどんどん増えてきておるから、出先機関というのは大変忙しいなってきて、いろんなことをやっていかないかん。サービスも増加せないかん、新たな施策もどんどん出てくる。そして、やっぱりそこには有能な職員の必要があるわけでしょう。それになおかつ給料は15万円というのは、これはちょっとおかしな。責任ばかり課して、その労働の対価である賃金があまりにも低過ぎるといのが私の考えなんです。

本来、出先機関であっても、公民館なんか、河内長野、よそへ行ったら正規職員がやりますよ、館長、実際のところ。図書館の館長なんていうたら、大きなまちやったら部長級ですよ、図書館の館長でも。議会答弁もするんですよ。それだけ出先を重く置いて、大事やということでやってるわけでしょう。嘱託の館長でもいいんですよ。いいんですけども、それなりの人材を配置していってくれとるんやったら、それなりの賃金を払ってやるというのは当然だと思うんですけども、その辺、答弁をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）館長ということで、公民館館長のことが例で出ておりました。公民館の館長、直接、私ども、いろいろ具体的な協議ということで、最近は入ってないんで

すけども、公民館の館長の採用、過去からの例におきましては、ずっと以前でございすけども、公民館の館長につきましては、地域の事情をよく知った経験豊かな人を採用していくということで、選考による採用をしていたわけです。というのは、どういう方かといいましたら、職員のOBなり、先生のOBが中心であったと思います。そういうことで、仕事につきまして、どっちかといいましたら、生活給というよりも報酬的な考え方の中で決めていたような状況がございす。

その後、公民館の館長の採用につきましては、公募による試験採用ということになってきております。最近の考え方の中で教育委員会がお聞きしておりますのは、公民館主事については公募採用していくんですけども、その中で力を養っていき、館長に上げていきたいというような考え方がございす。ということで、従前のちょっとボランティア的な考え方から、今はきちっと行政職員やという方向に教育委員会のほうも変わってるようございす。

そういうことで、果たしてそれはどうかということも含めまして、その辺の変遷も含めまして、一応、教育委員会に1回、私ども、それにはあまりタッチしていなかったわけございすけども、相談をしていきたいなというふうに考えて、その中で金額についても適正か、適正でないかということもいろいろ話し合いしていきたいなというふうに考えてございす。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）公民館は一例だけなのでね。行政、都合のええときは勝手に上げとるんですよ。公民館かて2館兼務にさせておいて、公民館館長を。2館兼務やからさかいと、17万円に上げとるわけでしょう。そやけど、これは教育委員会の問題と違うんですよ。



これ、市長部局やてオーケー出しておるでしょう。副市長、オーケー出しとるんやろう、この人件費等については。要員とか人件費のこの辺の賃金については副市長まで上がって、オーケー出しとるんでしょう。教育委員会独自でやっとなるわけじゃないでしょう。

こんなのから言うたら、結局、今、部長言われたけど、そんな考え方やったら、公民館なんかいっこもようなりませんよ。昔みたいな考えでおったら。公民館の必要性があるのということで、公民館主事に社会教育主事の資格を取ってもらって、上へ上がってってもらったり、公募してきちっとした館長にふさわしい人を採用しとるわけでしょう。そしたら、それなりの賃金体系へ持っていかなとね。

昔ながらのやり方やったら、そのままですえんですよ。そうでしょう。年金もろうとるから、賃金ようけもろうてもしゃあないと。言うたら悪いけど。そんな人ばかり採用しておったら、橋本市の住民自治とか、地域の活性化というのは全然進みませんよ。地域の教育力なんて絶対上がっていけへん。そうでしょう。大事なことなんです、公民館とか文化センターというのは、それなりに教育の分野なんよ。住民教育なんよ。

そこらをもっと考えて、それなりの人を採用するのであれば、それなりの賃金はやっぱり出してやるというのがね。言うたら悪いけど、そんなむちゃくちゃな金額と違うわけよ、出すのは。そうでしょう。

ほんで、もう一点、言うときますけども、前のときにはなかったんやけども、企業誘致室ね。この間、企業誘致室、公募しましたわな。初任給17万円て書いとるんですよ。そうでしょう。パーンと募集かけて企業誘致やったら17万円払うんですよ、管理職と違うても。そしたら、ずっとやってきとる公民館館長、

文化センターの館長、青少年センターのセンター長なんか15万円ですとやってきとるでしょう、管理職という重たい仕事を与えられて。企業誘致が悪いと言いませんよ。企業誘致もそれなりに大事やったら17万円あげたっていいんですよ。あげたらいいんですわ。そしたら、それに見合うように他の館長クラスも上げたたらええわけよ。

そやから、この嘱託職員の賃金については、市長の裁量というか、あるんですね。その範囲があって、それは僕はいいですよ。それは市長がこの人にはこれだけやらないかん、大事な仕事やからこれだけやっただけくれという、それはそれでいいんですよ。そういう範囲はこしらえておいて当たり前のことなんです。特別な事業があって、図書館長も違いますし、広域の事務局長なんか違う。いろいろその賃金が違うのは構へんのです。市長の配慮で、このことはものすごい大事やから、これぐらいの賃金が必要であるのでこれだけにしようというのは、それはいいんですよ。そやけど、一定基本線というのはやっぱりつくっとかんとだめなので、その辺、再度、答弁してくださいよ。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと説明に誤解があったと思いますけど、教育委員会のほうということで私どもも深く入ってなかったところがございます。そういうところがありましたけれども、現在の状況を見ましたら、そういうことがどちらかといいますと行政職員やという位置付けになってきているのが事実です、公民館につきましては。そういうことで、一度、教育委員会とその内容も含めてその辺の給料のあるべき姿も相談していきたいというのが考え方でございますので、決して怠慢しとったわけではございません。教育委員会中心の考え方にうちが理解を示してお

ったというのが現状でございます。

文化センターの話も出ましたけども、館長で低いところでいいましたら、文化センターの館長、それから公民館、それと児童館になろうかと思えます。ほかの館長につきましては15万円じゃないという形で設定してございます。

文化センターの登用の仕方でございますけども、従来、これも言っていましたように、地域と密着した人で、よく地域の事情を知っている方を、現在でもそうですけども、選考で採用してございます。ということで、地元の意向と言ったらおかしいんですけども、そういうことも含めて決定しているような状態でございます。文化センターにつきましては、今後もそういう形で登用していきたいと考えてございますし、給料も、どちらかというたら生活給というより報酬的な考え方をお願いしたいというふうに考えてございます。

それと、文化センターにつきましては、現在も方向性、このままでいいのかということも今検討中でございますので、そのときに方向性が変われば、それについての館長の位置付けも変えていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）文化センターもそういう考え方ではもうあかんのよ、部長。文化センター、地域の実情を知ってる人とか、そんな時代ではないんよ、今。そうでしょう。橋本市の市民みんなの文化の向上とか、いろんなことをやっぱりやっていかなあかんねん。そんな小さい地域にこだわったらあかんのやで。そうでしょう。どこの地域を知っとる人って、どない思うかしらんけどね。橋本市内全域を知っとる人を採用したらええわけや。そうやろう。特別な地域の事情を知っておる

人なんか採用する必要ないやろう。文化センターの役割というのはそういうとこやんか。その辺も頭を切りかえていかんと。何ほでも地域の教育力を高めよう、高めよう、住民自治とか言うたり、いろいろしとるけど、いっこも進めへんで、橋本市は。そんな考え方でおったら。

そやから、その辺も含めて、この管理職の賃金というのをもう一回きちっと見直し、議論してくださいよ。教育委員会だけにお任せする問題じゃないと思うので、これ。副市長、どうですか。勝手なときには17万円ってつけたりしとるでしょう。ちょっと簡潔に答弁してよ。副市長に言いたいこと、まだあるので。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）賃金につきましては、もともと公民館であるとか文化センターは、教育委員会のほうで採用を決めていただいておりますので、教育委員会からの提案を受けての設定ということで、いろいろご相談に応じているところでございます。

公民館につきましては、私が認識しておりますのは、去年だったかちょっと忘れちゃったけども、田辺市から生涯学習に関しての公民館として取り組みを行っていくということで、今後の公民館の方向性を、いわゆる生涯学習計画のようなものを策定して、今後の公民館としてのあり方をきちっと地域づくりの核となれるような拠点にしていきたいというようなお話を聞いております。しかし、まだその計画自体が、策定はされておらないわけなんですけれども、前回田辺市から招いて講演をいただいた職員さんのお話とか、現在の田辺市が計画をつくるにあたってのいろんなことをお聞きしましたら、その中で公民館の今後のあり方であるとか、あるいは、公民館職員のあるべき姿の指針の策定であるとか、そこできっちりと位置付けをされて今後の方向性

を示されておりますので、そのような中で市としてもどうあるべきかということをきちっと方向付けていけたらいいのかなというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）副市長、そんな公民館のあり方、聞いてないんよ。公民館の職員はどうで、公民館はこれからどないしていかなあかんというのは、そんなもん、田辺市に学んどったらあかんがな。橋本市の公民館事業ってものすごい進んどるんやで。そんなしょうもない話、僕、しとるんちゃうんや。

それだけの公民館の職員、館長も含めて、あと、嘱託職員もあります。公民館だけとちごうて一般的な嘱託職員、出先の嘱託職員の賃金を、その労働と対比してどない思うとんのやということなのでね。公民館の事業、これから中身どないしていこうとか、そんな話とちゃうんよ。賃金に対して言うてるんで、管理職の人件費はそういうことで大変不均衡があるので、是正をしてください。検討をしてください。両方でね。

それと、ずっとここばかりやとったらあかんで、一般の嘱託職員の賃金についても見直さないかんと違いますか。これ、勤続1年、3年、5年、10年おっても、今年の高卒初任給の人と同じ賃金やて。何年おっても。

これ、逃げ道として、地方自治法22条の話ししとるけど、地方自治法22条では長期に採用したらあかんのですよ。橋本市はそれを破って長期に採用しとるんでしょう。長期に採用しとるんであれば、勤続を見てやるのが当然のことでしょう。地方自治法を守って短期に切るんやったら、切ったらええんですわ。法律どおりいくんやったら。そうでしょう。法律を曲げて長期で採用しとるんやったら、経験も踏まえて賃金を上げてやるのが普通で

しょう。

そんなことしとったら、同じような職場でおってモチベーション下がるばかりですわ、経験のある子は。4月に入った子と5年も6年も前から一生懸命やとる子と、賃金全く一緒。おかしな話。そうでしょう。地方自治法を曲げてでも採用しとるんであれば。3年までですわな、臨時の場合、一応ね。そやけど、長く採用しとるとこもあるし、嘱託は長く採用してますわな、結構ね。そうでしょう。地方自治法でいうたらあかんけども、採用しておる。

勤続でも賃金を差をつけとる自治体もいっぱいあるんですよ。むちゃくちゃ多いとは言いませんけどね。そやから、それも考えていったらんと、出先のというか、職員にかわって一生懸命やってくれとる臨時・嘱託のモチベーション下がってしもうたら、橋本市行政、市民からものすごい批判食らいますよ。

これからますます職員については、やっぱり厳しゅういく中で要員削減をしていかないかん。人件費削減していかなあかんから、当然、正職は削減されるわけよ。その補いとして嘱託・臨時が増えてくる。その職員と同じような仕事やってもらわないかん職員がようけおる。そうでしょう。嘱託職員でも予算つくったり、起案したりする人がたくさんおるんよ。そんな子まで同じ賃金というのはおかしな話。その点、どうですか。

もう続けて言うときますわ、臨時まで。ほんで、嘱託職員とか臨時職員でもあるんやけど、残業しとつても残業分を支払ってもらってないというか、そういう人もおるらしいんやけど、聞くところによると。それと、時間外したときに、今回は時間外、あと、これは代休でしますというのをその嘱託職員にゆだねとるって、任せとるといような、そういう話もあるんやけども、この辺、どないなっ

とるのか、実情を。わかったら教えていただきたいんですが。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）最初の答弁でも申しましたように、嘱託職員も短期的任用職員の中の職員でございます。ということで、臨時は6カ月ですけども、嘱託職員は1年以内ということで、1年更新で嘱託職員を継続して採用させていただいておるところでございます。

ということで、これについては、確かに短期ということで、短期の定義として3年というようなこともありますけども、3年で切っていけばいいという考え方があろうかと思えますけども、これにつきましてはコメントしにくいところもございます。これは全国的な市町村の課題でございます。ということで、県のほうでもそういう形で1年更新の10年なり続けているところがあります。それと、県下の市町村を見ましてもそういう状況でございます。ということで、そういう言い方して何なんですけども、地方公務員法の中できちっと位置付けをしなければいけないところかというふうに考えてございます。

河内長野市でしたら、給料は変わらないんですけども、3年たったら一度また試験をして、リセットしたような形を見せるというような形もしているというのを聞いております。このことにつきましては、言われることはよく理解できるのですけれども、昇給制度そのものが短期雇用の職員についてはなじまないということでご理解願いたいと思います。

それと、これ、前回も言わせていただいたんですけども、蛇足でございますけども、年間の賃金を、基本給を上げることができない部分もあるわけでございますけども、割り増し賃金等につきましても橋本市はかなり多く見ているところもございますので、その辺も

含めてご理解願いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）要は、やはり1年契約であっても、更新して更新してやっ取るわけでしょう。そやから、やっぱりそれを見てやってやるというのはね。

それ、勤続とかせんでも、賃金表をつくつといたらええわけ。嘱託職員の賃金表のところは13万8,400円と、3年ぐらいたったら、経験ある人は14万円とか15万円とか、何段階も賃金表をつくつといたら済む話なんよ。その賃金表にいきますよということをつくつといたら何も問題ないんですわ。法律的にも問題ないと思うし。そのために後のとこで賃金表をちゃんとせいということをやっ取るんよ。そうでしょう。

だれでもかれでも上げたれと言うわけでもないですよ。そのために評価制度をつくれということなのでね。きちっとせいと。人事評価、やっぱりちゃんとせいと。やる子にはちゃんとしてやると。

さっきから言うてる、出先でも一個もれとるの、青少年センター長ももれてますよ。15万円でしょう、たしか。高くないでしょう。それも頭へ入れといてよ。ほんまに。実際、青少年センター長についても大変なことをやっ取るんやから、その辺も頭へ入れといてください。

それと、何で嘱託職員のところまで上げていかんなんと言うた。特に公民館にこだわっておるけども、公民館の嘱託職員、公民館は要員きっちりするので、館長がおって、主事がおる。この主事というのは、社会教育主事資格を取ってきて、一生懸命やっておるんやな。社会教育主事の資格を取ってきて、いろんなことをほんまに管理職に等しいようなことを

やっとならなくても給料上がりませんよ。一般の嘱託職員と全く一緒。13万8,400円。そうですね。ちゃんとした教育の資格を取ってきて、一緒なんです。そうですね。児童館の児童厚生員もそう。その辺をやっぱり配慮してやることを考えていかんと。

手当つけられへんというのは、地方公務員法22条とその辺のところに手当をつけたらあかんというのは法律にありますか。全部読んだんやけど、全然載ってないんやけどね。ないでしょう。手当をつけたらあかんというよなもの、載ってないでしょう。その辺も含めて手当の部分で考えると、何かの方法をしていかんと、嘱託職員、臨時職員のモチベーションが下がってしもうたらどないもならんということなので、よろしく願いしておきたいと思います。

臨時なんですけども、臨時職員もやっぱり不均衡あるわけ。臨時職員の賃金表あるんやけど、ものすごい差がありますよ、日給。ものすごい。私、前は保育士のところはいろいろ質問させていただいて、ちょっと上げていただいておりますけども、特に問題あるというのは給食調理員。これ、6,090円。普通の一般事務の6,090円と一緒になんですな。何でいうたら軽作業の甲の人が7,770円という賃金表ある。乙で6,090円。軽作業の甲でも7,770円。清掃作業員であったら8,470円という日給をもらうと。それやのに、給食調理員、これ、大事なことですわな。調理師免許を持っておりし、子どもの食事というか、ここで一つ間違えたら子どもの命も危ぶまれるような大事な部署であって、作業も見てたら大変ですわ。実際、見に行きましたけども。でありながら、これだけの差が何でつくんやと。そうですね。

それともう一点、給食調理員に限って言わせていただくと、夏休み期間中は何回かしか

出勤する機会がないと。ないから賃金は1万円とか、その月はね。8月は1万円とか1万2,000円とか、そんなのかもわからん。仕事がないからやむを得んちゃやむを得んのですけども、束縛しておるでしょう。雇用契約の中で、ほかへは行ったらあかんというような契約をとるでしょう。拘束しとるわけでしょう。それやのに、8月、1万円や10万円の賃金で、これ、生活やっていけますか。ほかで仕事したらあかんってなととるでしょう。こんな、もうちょっときちっと対応してやらんと。そうですね。

悪いけど、これ、橋本市民なんよ、みんな。市民の生活をもうちょっと考えてやったら、この辺の賃金形態も考えたらなあかん。橋本市にワーキングプアを増やしとるんですか、橋本市は。全国でワーキングプアの問題出てるのに、橋本市はまだワーキングプアを増やしておる。この辺、ちょっと見直しするかどうか、答弁してください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）まず、1点、先ほどの質問で時間外手当については、臨時も嘱託も手当として出てます。

それと、給食調理員と清掃作業員のことだと思いますけども、正職につきましても、清掃作業員については清掃の手当がついてる現状を鑑みて、こういうふうには差がついてるところでございます。

あと、給食調理員の特に日給の部分ですので、臨時さんのことだと思いますけども、その辺、拘束しているかしていないかについては教育委員会のほうで答弁します。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）学校給食センターの臨時職員につきましても、ただし書きによりまして、任用期間中においても春休み、夏休み等の給食がない場合は勤務を要しないと

いうことになっております。その条項は、「ただしセンター長の命令がある場合を除いて、給食調理のしない日は勤務を要しない」ということになっておりまして、このことから、臨時職員にとっては、任用期間中でありまして市職員として拘束されているにもかかわらず、日給者であるため給与の支払いが行われない不利な点がある一方、社会保険や雇用保険には加入できているという利点もあります。なお、勤務を要しない日に別の仕事をするということについては問題ないものと考えております。以上です。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）その契約内容はわかってるんですよ。それも含めて、清掃作業員というのは清掃手当ついておるんでしょう。そうでしょう。ほんなら、調理師はつけへんの。そんなん、清掃作業員、清掃するのに手当ついとるんやったら、何で調理師の免許を持った人に手当つけへんのですか。何でこんな大きな差ができるんですか。8,470円と6,090円という大きな差が何でできるんですか、日給で。2,000円以上の差がついておるんでしょう。

私は、清掃作業員の人を下げろとは言いませんよ。それなりの仕事やっていただいている。ちょっとでも近づけるような、やっぱりバランスよくしていったのが大事なこと違うん。副市長、何笑つとるんで。これ、生活かかった大事な問題やで、嘱託職員なり臨時職員にとって。そうでしょう。

悪いですけど、もう一個言うときたいのは、全体的な中で、公民館の主事が給料全然変わらへん。館長になったら余計悪くなる。そうでしょう。そんなことしとったら、館長になり手ありませんわ。公民館の館長、ええ人、だれも来ませんよ。公募してえらい目に遭うたりしとるし。そやから、そんなことあるから、経験者でやっぱりちゃんとやっていって

もらおう。社会教育主事取った人に館長になっていってもらおうというええ傾向ができておるわけよ。それやのに、なおかつ賃金があかんから、だれも館長なんなりたくないわ。そんなんしとったらだれも主事資格取りに行きへんし、公民館のそんな仕事、進んでいけへんで。もうちょっと働く人が働きがいのあるような、気持ちを持った人事管理をやっていただきたいと思います。

終わります。もう時間ないので。

○議長（中西峰雄君）これをもって、12番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、2時まで休憩いたします。

（午後1時50分 休憩）